

# 青森県報

号外第七十九号

平成二十六年  
十月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

休猟区の指定……………(自然保護課) ……一  
特定猟具使用禁止区域の指定……………( 同 ) ……三

## 告 示

### 青森県告示第七百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 高頭森山休猟区
- 二 区域

青森市浪岡大字大釈迦字沢田地内国道七号と旧青森市と旧浪岡町の旧市町界との交点を起点とし、同点から旧旧市町界を南東に進み県道青森浪岡線との交点に至り、同点から同県道を西に進み国道七号との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は、別図一のとおり)

- 三 存続期間

平成二十六年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

- 二 名称 阿弥陀川休猟区
- 二 区域

東津軽郡蓬田村大字蓬田地内国有林青森森林管理署七四一林班から七四八林班まで、七五 林班及び七五一林班の区域一円(図面は、別図二のとおり)

- 三 存続期間

平成二十六年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

- 三 名称 白手山休猟区
- 二 区域

平川市大字小国地内国道四五四号と市道小国切明線との交点を起点とし、同点から同市道を南に進み下滝沢との交点に至り、同点から同沢を南に進み国有林津軽森林管理署一一四林班との交点に至り、同点から同国有林と民有林の境界を南西に進み平川市大字碓ヶ関古懸の大字界との交点に至り、同点から同大字界を北西に進み国道四五四号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域及び国有林津軽森林管理署一一四林班から一一七林班までの区域一円(図面は、別図三のとおり)

- 三 存続期間

平成二十六年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

- 四 名称 筒木坂休猟区
- 二 区域

つがる市木造館岡地内県道鰯ヶ沢蟹田線と市道館岡平滝沿公園線との交点を起点とし、同点から同市道を西に進み市道館岡上沢辺線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道木造屏風山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道館岡平滝沿公園線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道公園平滝沿線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国有林津軽森林管理署金木支署四四八林班との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み旧木造町と旧車力村の旧町村界との交点に至り、同点から同旧町村界を東に進み県道鰯ヶ沢蟹田線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域並びに国有林津軽森林管理署金木支署四四二林班、四四三林班及び四四六林班の区域一円(図面は、別図四のとおり)

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで

五1 名称 西高野山休猟区

2 区域

つがる市木造吹原地内市道南広森海岸線と県道鱒ヶ沢蟹田線との交点を起点とし、同点から同県道を南西に進み市道広岡国道線との交点に至り、同点から同市道を南に進み旧国道一 一号との交点に至り、同点から同旧国道を西に進み屏風山広域農道との交点に至り、同点から同広域農道を北東に進みつがる市と鱒ヶ沢町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西に進み日本海最高潮位時汀線との交点に至り、同点から同汀線を北東に進み市道南広森海岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は、別図五のとおり)

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで

六1 名称 第二松代休猟区

2 区域

西津軽郡鱒ヶ沢町大字松代町地内国有林津軽森林管理署二 六五林班から二六八林班までの区域一円(図面は、別図六のとおり)

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで

七1 名称 淋代休猟区

2 区域

三沢市大字三沢地内市道天ヶ森一号線と高瀬川放水路管理道との交点を起点とし、同点から同管理道を東に進み太平洋汀線との交点に至り、同点から同汀線を南に進み三川目川左岸との交点に至り、同点から同川を西に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を北に進み市道天ヶ森一号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は、別図七のとおり)

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

八1 名称 高野川休猟区

2 区域

むつ市川内町大字川内地内国道三三八号と県道川内佐井線との交点を起点とし、同点から同県道を北西に進み林道八木沢線との交点に至り、同点から同林道を東に進み民有林下北森林計画区三六林班と三七林班の林班界との交点に至り、同点から同森林計画区三六林班界を南東に進み同森林計画区四一林班との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み同森林計画区三九林班との交点に至り、同点から同林班界を南に進み国有林下北森林管理署七 四林班との交点に至り、同点から同林班界を南東に進み同森林管理署七 一林班との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み民有林下北森林計画区四九林班との交点に至り、同点から同林班界を南に進み同森林計画区五 林班との交点に至り、同点から同林班界を南東に進み同森林計画区五二林班との交点に至り、同点から同林班界を南に進み同森林計画区五二林班との交点に至り、同点から同林班界を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は、別図八のとおり)

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで

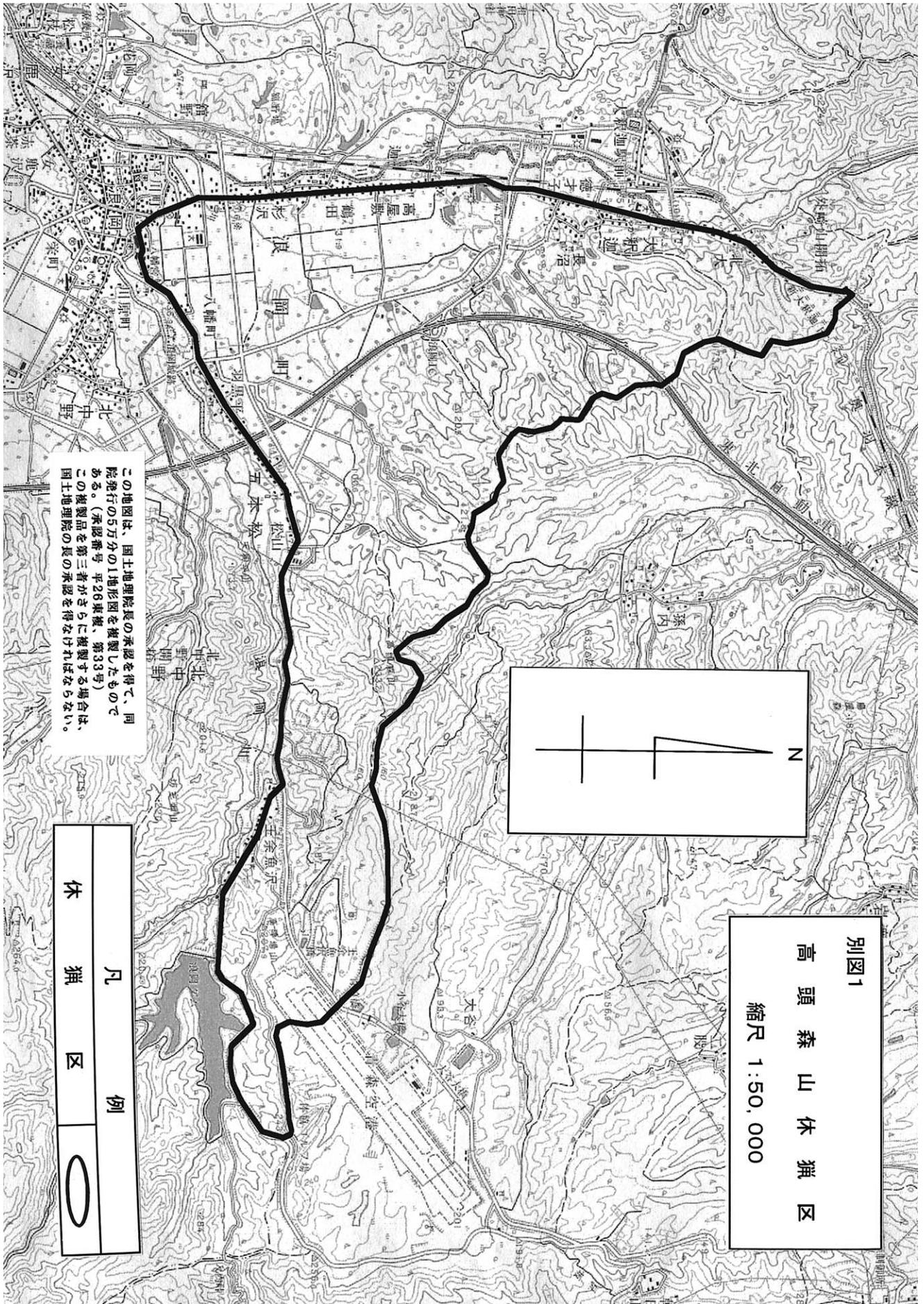
九1 名称 切谷内休猟区

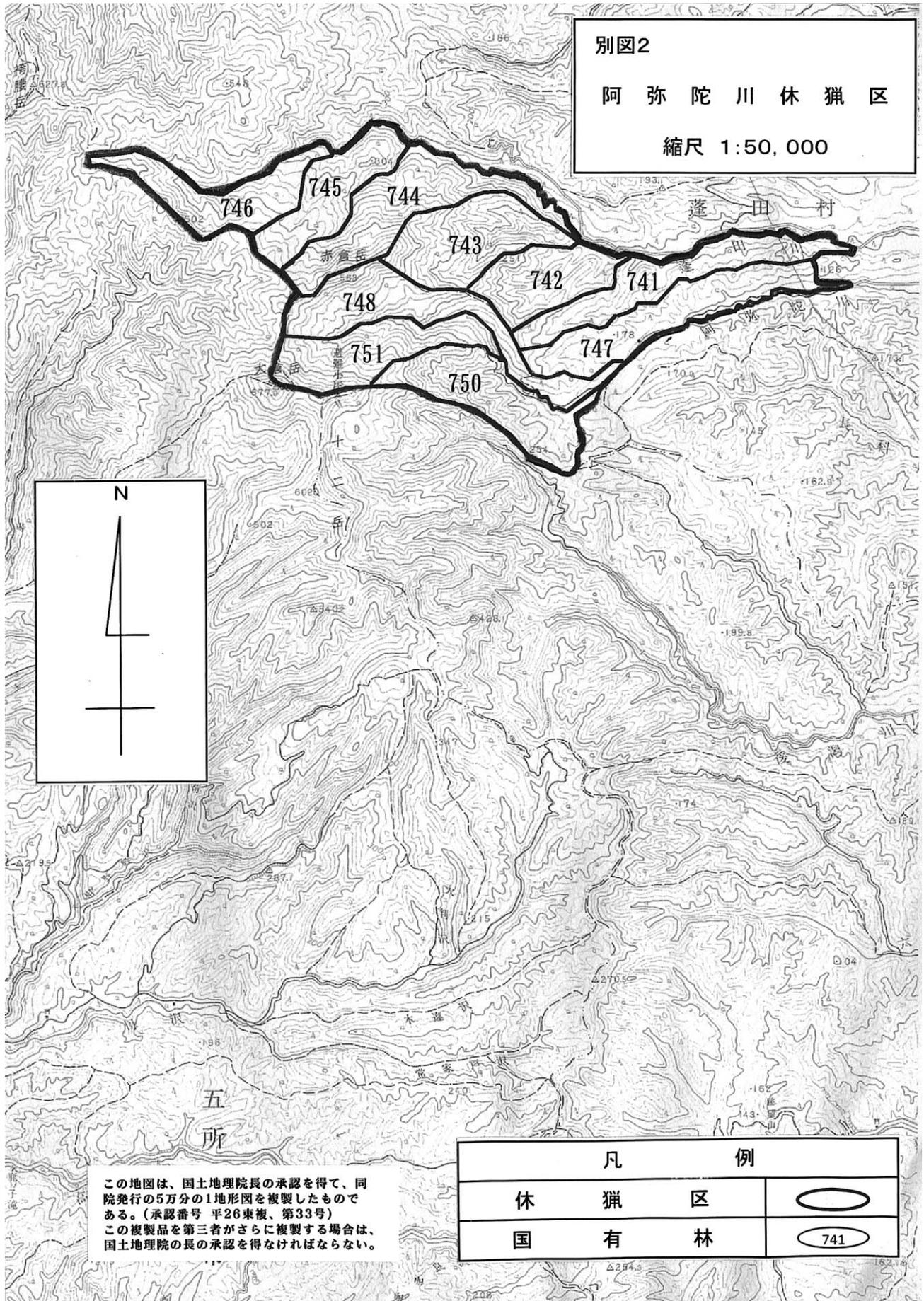
2 区域

八戸市大字下平添地内主要地方道八戸三沢線と市道河原木豊崎線との立体交差点を起点とし、同点から同市道を南西に進み五戸町大字豊間内地内町道石ヶ沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道ひばり野八戸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み県道苦米地免内線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み町道上市川免内線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道佐野野頭線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み主要地方道橋向五戸線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は、別図九のとおり)

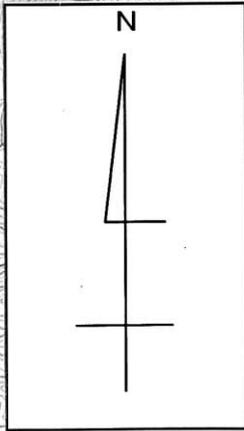
3 存続期間

平成二十六年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで



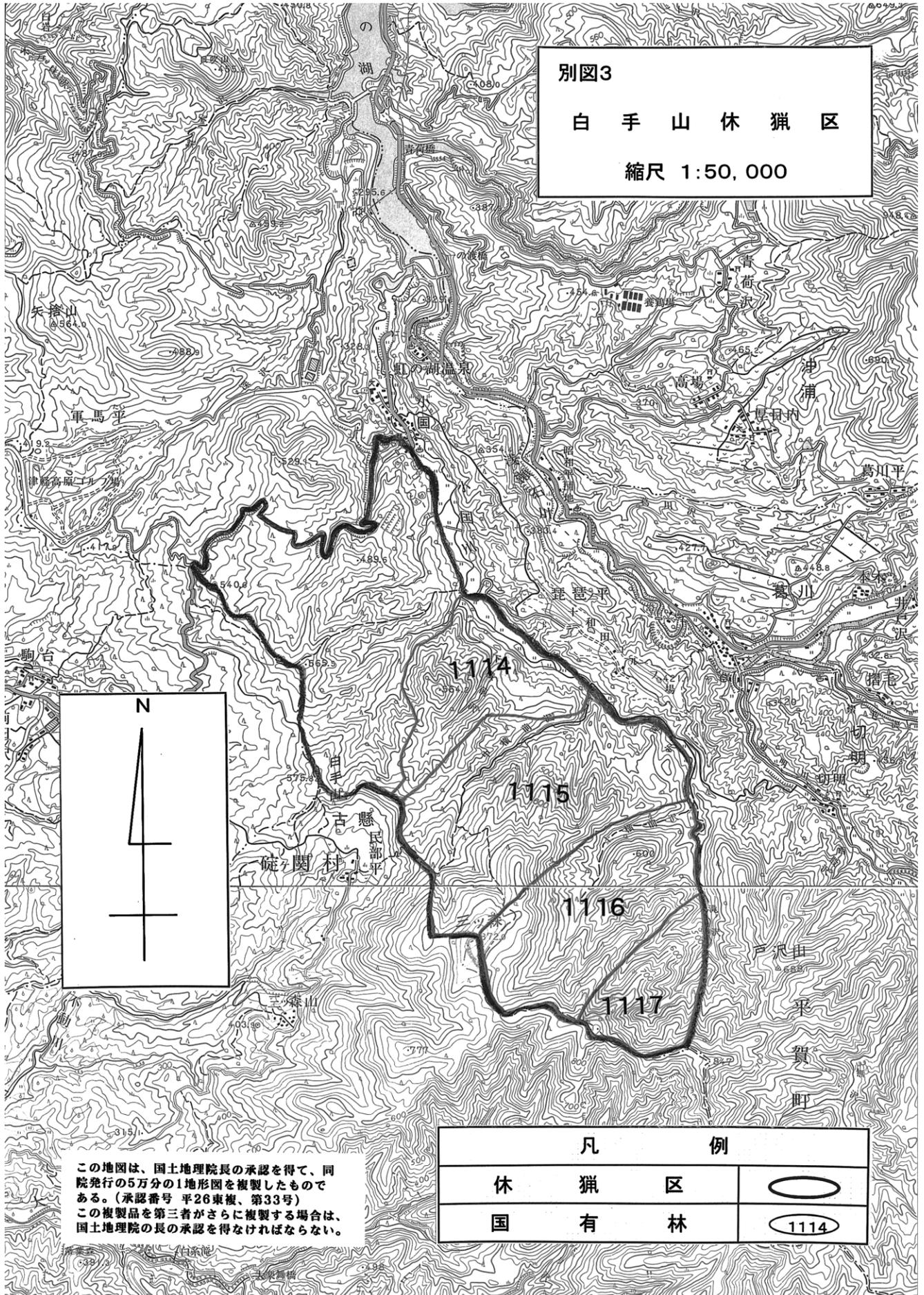


別図2  
阿弥陀川休猟区  
縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

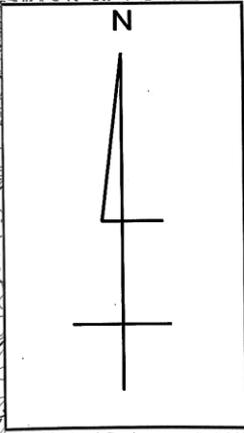
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



別図3

白手山休猟区

縮尺 1:50,000



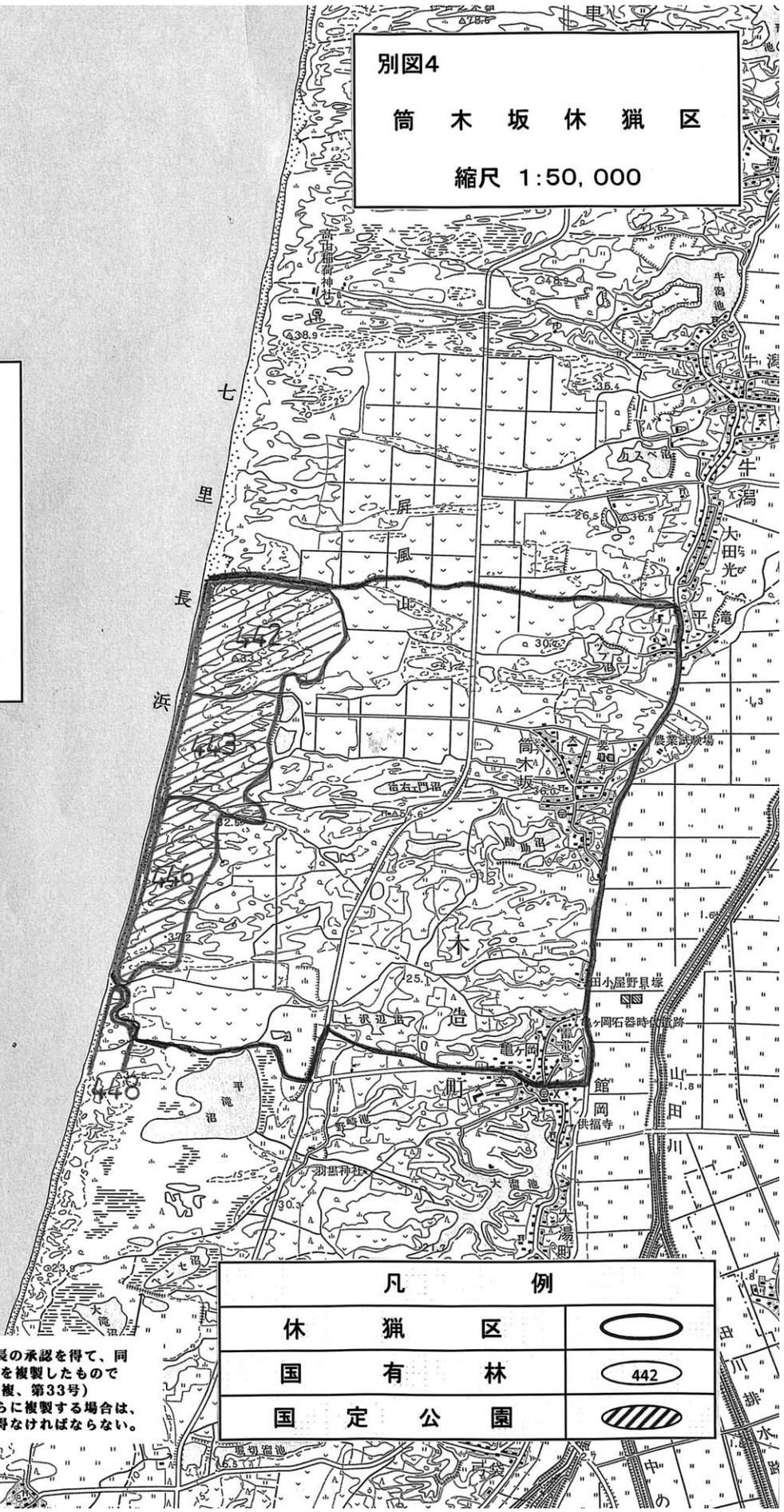
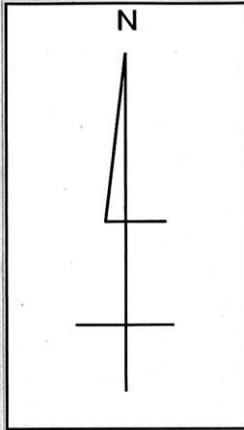
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

別図4

筒木坂休猟区

縮尺 1:50,000



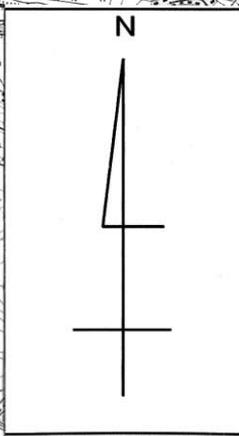
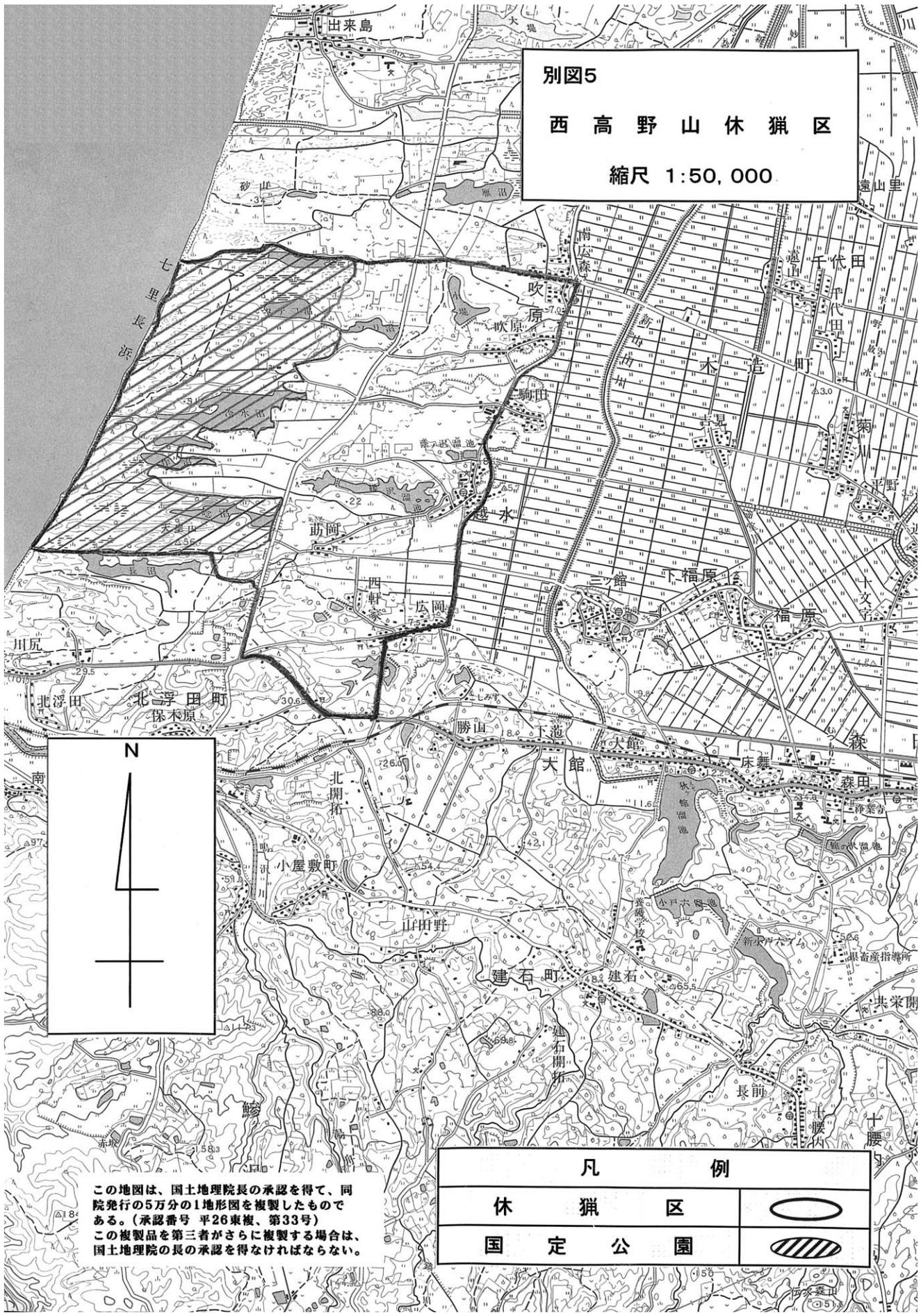
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	
国 定 公 園	

別図5

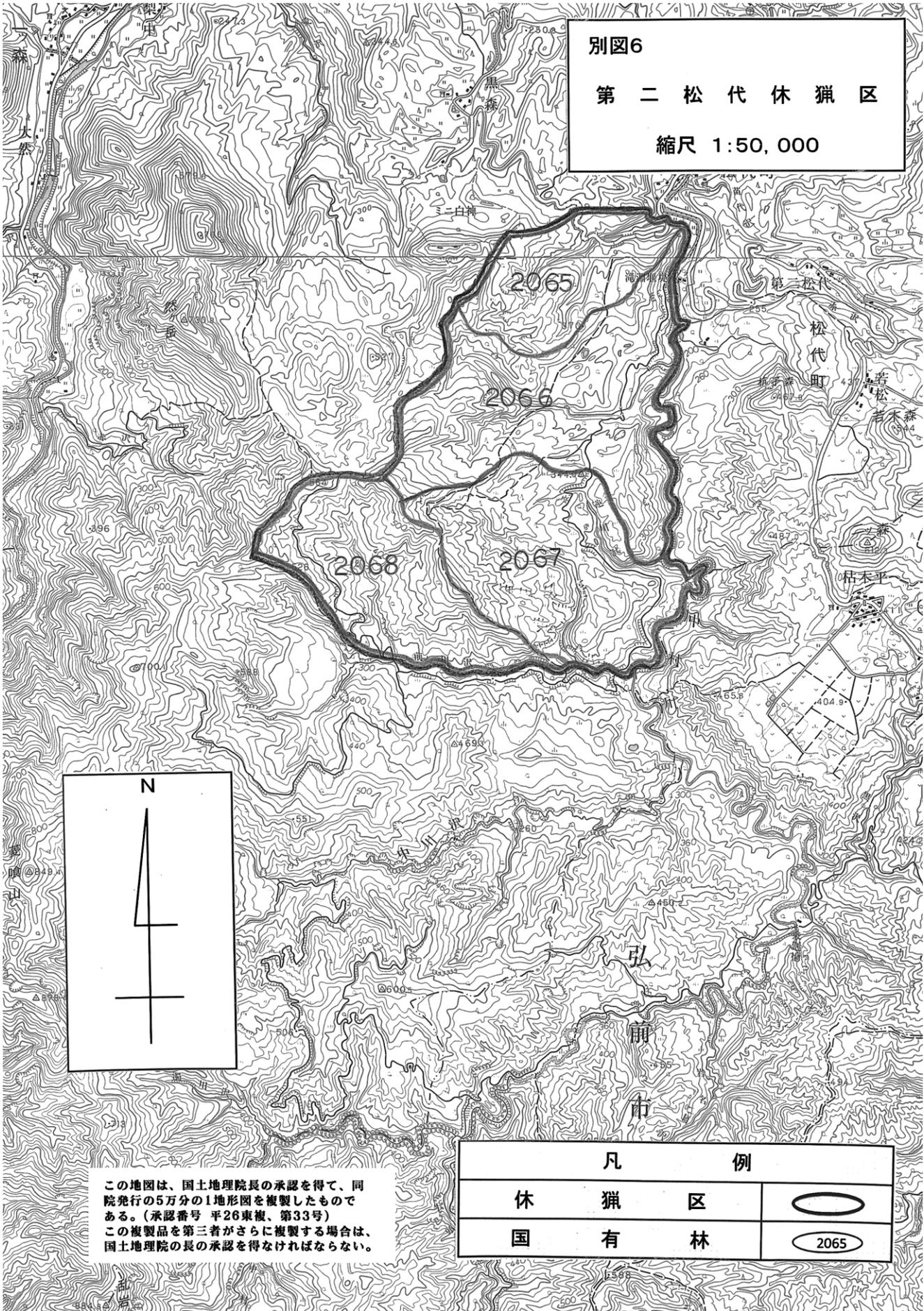
西 高 野 山 休 獵 区

縮尺 1:50,000

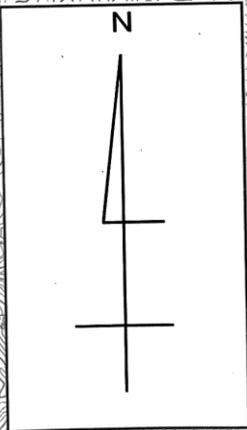


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 定 公 園	



別図6  
 第二松代休猟区  
 縮尺 1:50,000

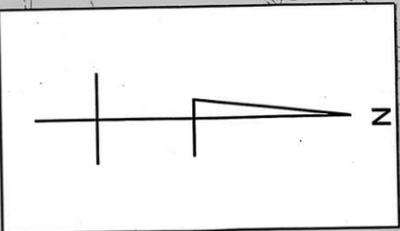


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



小川原湖  
東北町



別図7  
 伊代休猟区  
 縮尺 1:50,000

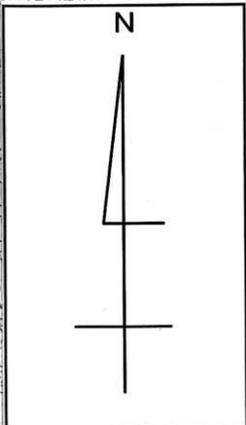
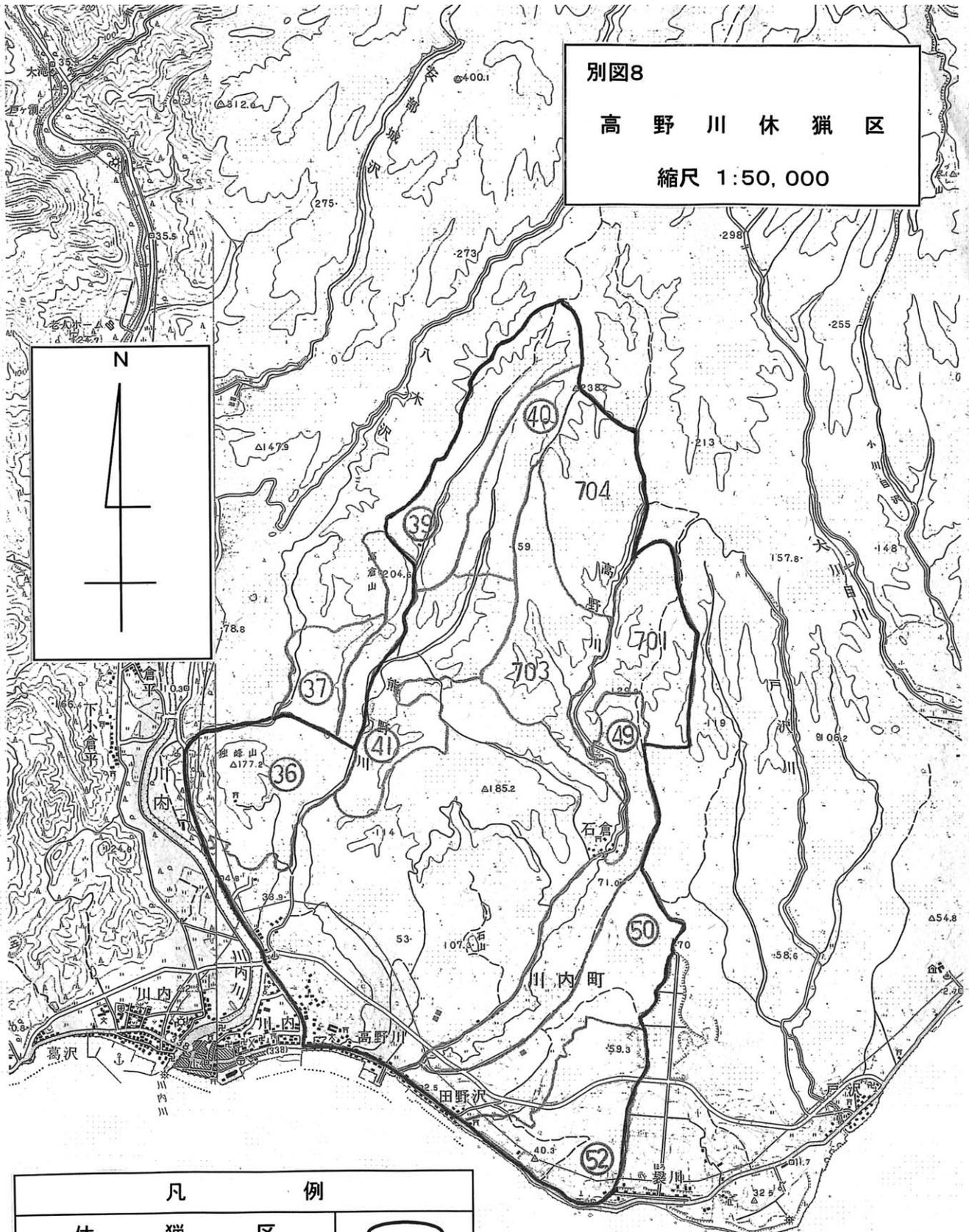
この地図は、国土地理院長の承認を得て、国  
 陸産庁の5万分の1地形図を複製したもので  
 ある。(承認番号 平26東地、第33号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、  
 国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

別図8

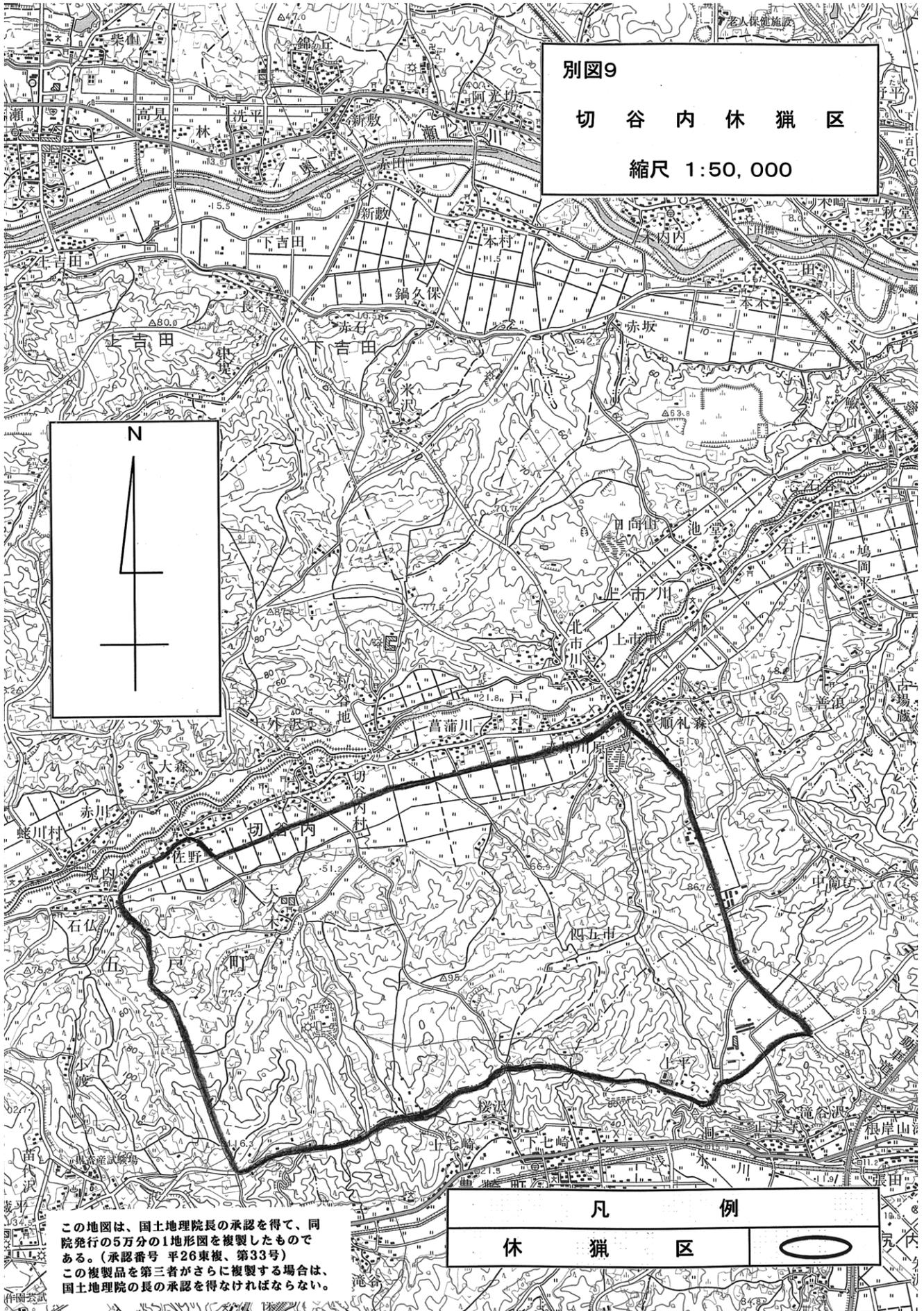
高野川休猟区

縮尺 1:50,000

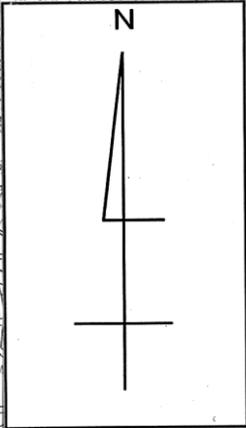


凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	
民 有 林	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



別図9  
切谷内休猟区  
縮尺 1:50,000



凡	例
休	○
猟	
区	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26東複、第33号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。